

人閣議第一五九号

案起

平成七年七月二七日

決定  
上奏  
平成  
年月日

施行  
平成  
年月日

平成七年七月三一日

裁可  
平成  
年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣参事官



河野國務大臣

大河原國務大臣

野坂國務大臣

高村國務大臣

前田國務大臣

橋本國務大臣

野中國務大臣

田中國務大臣

武村國務大臣

亀井國務大臣

五十嵐國務大臣

玉沢國務大臣

与謝野國務大臣

大出國務大臣

小里國務大臣

宮山國務大臣

井出國務大臣

浜本国務大臣

小澤國務大臣

山口國務大臣

検事長に任命する

同 検 事 緒 方 重 威  
山 口 悠 介

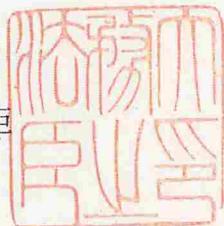
内 閣

一級に叙する

法務省入任1730号  
平成7年 7月24日

内閣総理大臣 殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、閣議の上、発令願います。

なお、本件は、平成7年7月30日限り定年退官予定の東京高等検察庁検事長根來泰周の後任に大阪高等検察庁検事長土肥孝治を、その後任に仙台高等検察庁検事長増井清彦を、その後任に公安調査庁長官緒方重威を、また、本年6月21日付けで退官し欠員となっている札幌高等検察庁検事長に最高検察庁刑事部長山口悠介をそれぞれ充てようとするものであります。

記

最高検察庁検事

公安調査庁長官検事緒方重威

検事長に任命する

一級に叙する

最高検察庁刑事部長 検事 山口 悠介

検事長に任命する

一級に叙する

(平成7年7月31日付け)

1 丁		法務省本籍		出生年月日		昭和九年六月四日		おがたしげたけ	
		年	月	日	事項	序	名	氏名	旧氏名
四二	"	一〇	一〇	"	司法試験第二次試験合格				
三	"	三三	三	"	早稲田大学大学院法学研究科修了				
二五	"	三五	四	一	司法修習生を命ずる				
		三八	四	七	司法修習生の修習終了				
		四〇	二	八	検事二級（東京地方検察庁検事）に採用する				
			二五	二八	甲府地方検察庁検事に配置換する				
			三	二五	横浜地方検察庁検事に配置換する				
			二五	二五	東京地方検察庁検事に配置換する				
					東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる				
					東京地方検察庁八王子支部勤務を免する				

年		月		日		項		緒方重威		名
省	務	昭和四四	六	一〇	東京高等検察庁	"	"	"	"	
法務省	昭和四四	六	一〇	静岡地方検察庁検察官事務取扱を命ずる						
	"	"	三〇	静岡地方検察庁検察官事務取扱を免する						
法務省	四五	八	一五	札幌地方検察庁検事に配置換する						
	"	"	"	札幌高等検察庁検事に配置換する						
法務省	四八	三	二三	札幌地方検察庁検事に併任する						
	"	"	"	札幌地方検察庁検事に併任を解除する						
法務省	五〇	三	二七	東京地方検察庁検事に配置換する						
	"	"	"	東京地方検察庁検事の併任を解除する						
法務省	五四	五二	五一	西ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア、スペイン、フランス、オランダ、連合王国及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる						
	"	"	"	出張期間は昭和五〇年四月一九日から同年五月二八日までとする						
法務省	三	三	二二	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する						
	"	"	"	法務総合研究所教官に充てる						
法務省	二六	二五	二五	法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する						
	"	"	"	法務総合研究所教官に充てることを解く						

3丁				法務省		昭和五五	年	月	日	事項	緒方重威
六	"	"	五	二	四	五	六一	三	二五	法務大臣官房常締課長に充てる	
一	九	"	七	一	四	五	六三	二五	東京高等検察庁検事に配置換する		
三一	一七	"	二	一二	一二	最高地方検察庁検事正に配置換する	五九	一	法務大臣官房常締課長に充てる		
第一二九回国会政府委員を命ずる		最高検察庁検事に配置換する		八	八	法務大臣官房常締課長に充てる	五八	一	法務大臣官房常締課長に充てる		
最高検察庁公安部長を命ずる		最高検察庁公安部長を命ずる		"	"	公安調査官を命ずる	"	"	公安調査官を命ずる		
第一二八回国会政府委員を命ずる		公安調査官を充てる		"	"	公安調査官を充てる	"	"	公安調査官を充てる		
第一二九回国会政府委員を命ずる		最高検察庁公安部長を免ずる		"	"	最高検察庁公安部長を免ずる	"	"	最高検察庁公安部長を免ずる		
第一二九回国会政府委員を命ずる		最高検察庁公安部長を充てる		"	"	最高検察庁公安部長を充てる	"	"	最高検察庁公安部長を充てる		
内閣				"	"		"	"	公安調査官を充てる		

4 丁		法務省		年 月 日	事項	緒方重威
平成六	八二二	アメリカ合衆国、スウェーデン、ドイツ、フランス及びオーストリアの各国へ出張を命ずる	出張期間は平成六年九月八日から同月二二日までとする			
七	一〇五	第一三一回国会政府委員を命ずる	内閣	"	法務省	
	一一〇	第一三二回国会政府委員を命ずる	"			



2丁		法務省						年 月 日		山口悠介	
		昭和四三	六	二七	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる			項	法	務	省
五一	"	"	"	"	東京地方検察庁検事に配置換する			"	"	"	
一	五	五〇	一	四九	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する			"	"	"	
二四	七	二五	八	四八	沖縄へ出張を命ずる			"	"	"	
				四七	出張期間は昭和四六年一〇月四日から同月八日までとする						
				四六	法務省刑事局付に充てる						
				四五	法務省刑事局付に充てることを解く						
				四四	法務大臣官房人事課付に充てる						
				四五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
				四六	併任の期間は昭和四九年一二月三一日までとする						
				四七	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する						
				四八	併任の期間は昭和四九年一二月三一日までとする						
				四九	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する						
				五〇	併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする						
				五一	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する						
				五二	併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする						
				五三	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
				五四	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する						
				五五	併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする						

3丁		法務省						年	月	日	事項	山口悠介
		昭和五一	三	二二	"	"	"	"	"	法務省	法務省	
"	五七	"	"	"	"	"	"	"	"	併任の期間は昭和五一年一二月三一日までとする 法務省刑事局参事官に充てる		
"	三	四	"	"	四	"	"	"	"	大蔵事務官（国税庁調査监察部监察課）に併任する		
"	二五	一	"	"	九	"	"	"	"	デンマーク、オランダ、西ドイツ、スイス、イタリア、フランス及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる		
		五五	"	"	"	"	"	"	"	出張期間は昭和五一年一一月八日から同年一二月七日までとする		
		五四	"	"	四	"	"	"	"	かねて法務省人権擁護局付に充てる		
		五三	"	"	五	"	"	"	"	かねて法務総合研究所教官に充てる		
		五二	"	"	八	"	"	"	"	大蔵事務官（国税庁調査监察部监察課）の併任を解除する		
		五一	"	"	一五	"	"	"	"	かねて法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てる		
		五四	"	"	四	"	"	"	"	法務大臣官房参事官に充てる		
		五五	"	"	"	"	"	"	"	法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てることを解く		
		五四	"	"	"	"	"	"	"	法務省人権擁護局付に充てることを解く		
		五三	"	"	"	"	"	"	"	法務総合研究所教官に充てることを解く		
		五四	"	"	"	"	"	"	"	法務大臣官房参事官に充てることを解く		
		五五	"	"	"	"	"	"	"	東京高等検察署検事に配置換する		
		五六	"	"	"	"	"	"	"	東京地方検察署検事に併任する		

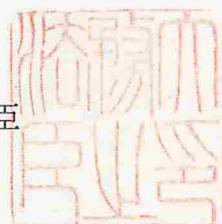
4丁		法務省						山口悠介	
		昭和五八	年	月	日	事項	法務省	山口悠介	
"	三	"	昭和五九	一二	二	東京地方検察庁検事に配置換する			
九	四	一〇	昭和五九	一二	二	東京地方検察庁総務部長を命ずる			
二六	四	三〇	昭和五九	一一	一	東京地方検察庁検事の併任を解除する			
			平成元	一六	一	昭和五九年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する			
"		"	平成元	二四	一	東京地方検察庁特別捜査部長を命ずる			
"		"	平成元	二四	一	東京地方検察庁総務部長を免ずる			
"		"	平成元	二四	一	最高検察庁検事に配置換する			
"		"	平成元	二四	一	東京地方検察庁検事に配置換する			
"		"	平成元	二四	一	東京地方検察庁次席検事を命ずる			
"		"	平成元	二四	一	法制審議会刑事法部会委員に併任する			
"		"	平成元	二四	一	最高裁判所裁判規則制定諮詢委員会委員に任命する			
"		"	平成元	二四	一	前橋地方検察庁検事正に配置換する			
"		"	平成元	二四	一	最高裁判所刑事法部会委員の併任を解除する			
"		"	平成元	二四	一	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる			
"		"	オランダ、スペイン、イタリア、フランス及び連合王国の各国へ出	最高検察庁検事に配置換する					
		法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	法務省	山口悠介	

5 丁				法務省		年	月	日	事項	山口悠介
										名
		六	"	"	"	平成四	一二	一〇	出張期間は平成三年一〇月四日から同月一七日までとする 最高検察庁総務部長を命ずる	法務省
		六	一〇	一〇	八	五	一	二〇	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所
		一	二〇	一六	三	六	二四	二四	大韓民国へ出張を命ずる	"
						七	二	二四	出張期間は平成五年七月一二日から同月一七日までとする 最高検察庁刑事部長を命ずる	法務省
						八	一〇	一〇	最高検察庁総務部長を免ずる 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所
						九			併任の期間は平成五年一二月三一日までとする	"
						一〇			司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	法務省
						一一			司法修習生考試委員会幹事に併任する	最高裁判所
						一二			矯正保護審議会委員に併任する	法務省
						一二			併任の期間は平成五年一〇月一九日までとする	最高裁判所
						一三			矯正保護審議会委員に併任する	法務省
						一四			検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所
						一五			併任の期間は平成六年一二月三一日までとする	法務省

法務省人任第1759号  
平成7年7月31日

内閣総理大臣 殿

法務大臣



検事長の定年退官について（通知）

東京高等検察庁検事長根來泰周は、検察庁法第22条の規定により平成7年7月30日限り定年退官したので、通知します。

